

令和４年２月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和４年２月３日（木）午前９時３０分より、臼杵市役所野津庁舎 ３階会議室において、会長が２月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

１番 後藤 聖憲 委員 ３番 二村 啓二 委員 ４番 城野 幸司 委員 ５番 疋田 忠公 委員 ６番 野上 政憲 委員
７番 佐藤 幸子 委員 ８番 竹尾 奈美 委員 ９番 柳井 博之 委員 １０番 後藤 博幸 委員 １１番 中野 定重 委員

欠席委員

２番 藤嶋 祐美 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第６号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第７号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第８号 農用地利用集積計画の決定について

議案第９号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議 長 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は2番の藤嶋委員が欠席となっており、出席委員は11名となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号1番 後藤 聖憲委員と、議席番号3番 二村 啓二委員に議事録署名をお願い致します。

議案審議に入ります。

初めに、議案第6号 農地法第3条の審議につきましては、城野委員が関係者でありますので、退席をお願い致します。

－城野委員 退席－

議 長 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案の1ページをお開きください。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を

設定) することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和4年2月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2 ページをお開きください。

番号1、畑 3,249 m² 外1筆、合計 4,181 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3条申請1件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

1月25日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

正田 委員 私より、1月25日に実施しました議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の申請地の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畑で、露地野菜が栽培されているほか、ハウスが設置されています。許可後はネギの作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。それでは城野委員に席へ戻るよう伝えてください。

－城野委員 着席－

議 長 続きまして、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4ページをお開きください。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和4年2月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、畑 382 m² については、所有権の移転を行い、鉾山道路の一部とするものです。農地の区分は2種農地となります。
なお、本件は開発面積が1 ha を超えるため、林地開発許可の対象となり、許可書の発行はこれらと同時になります。

以上、5条申請1件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙の農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の6ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請1件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野上委員 私、野上より、1月25日に疋田委員、事務局と実施しました議案第7号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、所有権を取得し、鉱山道路として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在はカボス等が栽培されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当地区の推進委員さんより報告をお願い致します。第11地区の玉井推進委員さん。

玉井委員 第11地区、推進委員の玉井です。

番号1の畑については、所有権を取得し、鉱山道路として利用するものです。

申請地は家の裏手にある1筆の畑で、カボスや庭木が植えられています。周囲は山林や菜園畑があり、特に地域の農業に影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7 ページとなります。

議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 2 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 2 号）「令和 4 年 2 月 3 日公告予定」となります。

1 ページをご覧ください。この利用権設定集積表は令和 4 年 1 月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。

説明については 1 ページの中段やや下の合計欄で説明します。

田については、11,267 ㎡ 17 筆です。畑については、57,836 ㎡ 41 筆です。合計面積は、69,103 ㎡ 58 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 27 名に対して、借り手は 15 名となります。

なお、各筆明細につきましては、4 ページから 8 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 4 年 2 月 3 日公告予定の農用地利用集積計画（第 2 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。続きまして、議案第 9 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページをご覧ください。

議案第 9 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 4 年 2 月 3 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1 ページを説明致しますのでご覧ください。

1 ページをご覧ください。

畑 6 筆 合計 2,713 m² を配分するものです。

農用地の所在は 2 ページに掲載していますのでご覧ください。なお、農用地貸付調書に詳細を掲載していますのでご覧ください。

次に 3 ページをご覧ください。

この農用地の所在図面につきましては、先ほど説明した農用地利用集積計画（第 2 号）の 7 ページに掲載しています、賃借人が大分県農業農

村振興公社で中間管理事業に係る 9 筆分の図面になります。

本件は大分県の「ねぎ産出 100 億円プロジェクト」による白ネギの産地拡大にかかる農用地の所在図になります。これにつきましては、後日改めて、配分計画を提案しますが、今回は農用地利用集積計画の 7 ページの始期に令和 13 年 11 月というのがあり、他の始期と大きくズレているため図面をお示ししたものです。

なお、令和 13 年 11 月から令和 14 年 3 月までの利用権設定については、令和 3 年 10 月に既に利用権設定がなされているもので、ねぎプロジェクトによる利用権設定の令和 4 年 4 月から 10 年間の貸借期間の不足分を延長するものとなります。

以上、1 件の配分計画及び白ネギの産地拡大に係る農用地の図面について、ご提案と説明申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 9 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。